

# 新救済委員ごあいさつ

札幌市子どもの権利救済委員 品川ひろみ

皆さん、こんにちは。令和3年4月から子どもの権利救済委員になりました、品川(しながわ)ひろみです。大学で子ども家庭支援や、子育て支援について教えていました。わたしは、これまで北海道や札幌市で起こった児童虐待の死亡事例の検証などをおこなってきました。その経験から、現代の社会で子どもが健やかに育つことは簡単なことではなく、子どもが健やかに育つためには、困ったときに相談できる人や機関が大切だということを感じています。

子どもアシストセンターは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」に基づき、子どもに関する相談・救済のために設置された機関であり、まさに子どもの健やかな育ちのためのものです。

子どもアシストセンターには16名のスタッフが日々子どもや保護者からの相談を受け対応しています。相談に対応する7名の相談員、相談の内容を踏まえて関係機関との調整や調査を行う3名の調査員、全体のまとめ役としての2名の救済委員、それらスタッフが業務を遂行できるように整える4名の事務局職員です。

救済委員はまとめ役ですが、独断で方向性を決めるわけではなく、相談員や調査員、事務局職員と問題を共有し、「子どもの最善の利益」に基づいて、どのような対応が望ましいのかを探ります。

「子どもの最善の利益」は、子どもの権利を守るた

めの指標として、日本ばかりでなく、世界の国々で大切にされているものです。「いま目の前の子どもにとつて」だけでなく、育ちゆく子どもが、将来にわたって「もっともよいこと」を選択することが求められます。

その過程では、子ども自身の気持ちが大切にされることはもちろんです。そのうえで何が望ましいのかと一緒に考えていく姿勢が求められるのです。保護者の方からの相談もありますが、その際にも、「子どもにとつて何がもっともよいか」が中心におかれます。

一人の子どもの悩みや困り感を、わたしたちアシストセンターのスタッフは、しっかりと受けとめ考えています。日々子どもの悩みに対応している様子は真剣そのものです。時には関係機関に出向いて、問題を話し合うこともあります。それもすべて、その子どもの「最善の利益」のためです。

相談される子どもたちは、ドキドキしながら電話をくれたり、メールやラインをくれるのだと思います。なかには、こんなことで相談してもいいんですか?と聞かれることもあります。相談員はどのようなときにも「はい、大丈夫ですよ。どんなことを相談したいですか?」と優しく尋ねています。

悩みがある皆さん、頑張っても何も変わらないと思わず、アシストセンターに相談してください。保護者の皆さん、お子さんの悩みをアシストセンターと一緒に考えていきたいと思います。どうぞご相談ください。

もっと知りたい!



子どもアシストセンター公式HPでは、救済委員の紹介や調査員、相談員のコラムを掲載しています。この他、これまでの活動状況報告書なども見ることができます。

HPはこちら



札幌市子どもの権利救済機関

# 子どもアシストセンター

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階  
※駐車場はありません

地下鉄東西線「大通駅」より徒歩5分／地下鉄東豊線「大通駅」より徒歩3分／地下鉄南北線「大通駅」より徒歩6分  
JR「札幌駅」より徒歩14分／北海道中央バスターミナルより徒歩2分

11月20日は  
子どもの権利の日



02-G04-21-1988  
R3-2-1286

